



火事です!

点検していますか? 住宅用火災警報器



平成20年6月にすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、10年が経過しました。

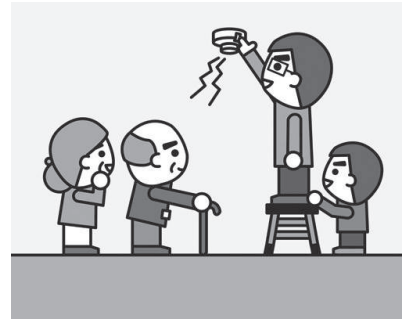
取り付けた後も、いざという時に故障や電池切れのないよう、定期的に作動確認（垂れているひもを引くまたはボタンを押す。）をしましょう。

また、10年を経過した住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れ等で、火災を感知しなくなることもあるため、交換をおすすめします。

過去の火災でも住宅火災により亡くなる人のほとんどは、住宅用火災警報器が未設置でした。

まだ付いていない家庭は、大切な命を守るために一日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。

詳しくは、消防局予防課へお問合せください。



▶問合せ 衣浦東部広域連合 消防局予防課 (☎63-0136)

◆奏功例◆

- 火をつけたガスコンロに天ぷら鍋をかけたまま就寝してしまいましたが、住宅用火災警報器の音に気がつき、初期消火に成功しました。(知立市)
- 火をつけたガスコンロに鍋をかけたまま外出してしまいましたが、住宅用火災警報器が作動し、それに気づいた近所の住人が119番通報し、火災に至りませんでした。(刈谷市)
- 火をつけたガスコンロに天ぷら鍋をかけたまま隣人と話し込んでしまいましたが、住宅用火災警報器の音に気がつき、初期消火に成功しました。(碧南市)
- 火をつけたガスコンロにフライパンをかけたまま外出してしまいましたが、住宅用火災警報器が作動し、近所の住人がそれに気づいて119番通報され、火災に至りませんでした。(高浜市)



平成31年4月採用衣浦東部広域連合消防職員（高校卒）の募集

▶試験日等

- ・第1次試験 9月16日(日) [試験内容] 教養試験、集団面接
- ・第2次試験 10月24日(水) [試験内容] 作文、個人面接、体力測定

▶受験資格 平成11年4月2日以降に生まれた人で、高校を卒業した人または平成31年3月までに卒業見込みの人、かつ運転免許証を取得している人または取得見込みの人

▶募集人員 3人程度

▶受付期間 7月24日(火)～31日(火) 午前9時～正午、午後1時～5時(土・日曜日を除く。)

▶受付場所 衣浦東部広域連合事務所(本部)(刈谷市小垣江町西高根204番地1)

▶応募方法 所定の受験申込書に必要事項を記入し、成績証明書、卒業(見込)証明書、資格・免許等証明書の写しを添えて受付期間中に本人が持参してください。提出書類の確認等を行います。

※本人入院中等の事情により、本人が持参できない場合は、事前にご連絡をいただければ書留郵便による応募を受付けます。(受付期間内必着)

なお、受験申込書は、衣浦東部広域連合本部事務所、管内の各消防署・分署および出張所で配布するほか、衣浦東部広域連合ホームページからダウンロードできます。

▶問合せ 衣浦東部広域連合事務局 総務課人事係 (☎63-0132)